

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

西尾市の中日本鋳工株式会社(現在操業中)の用地に(仮称)フィール西尾ショッピングセンターを新設する。(法第5条第1項)

2 店舗の概要

店舗	店舗名称	(仮称)フィール西尾ショッピングセンター		
	店舗所在地	西尾市矢曾根町長配8番地		
設置者	名称	株式会社フィールコーポレーション		
	代表者	代表取締役 蟹江義雄		
	住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号		
	備考	なし		
小売業者	名称	株式会社フィールコーポレーション		
	代表者	代表取締役 蟹江義雄		
	住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号		
	備考	ほか3名		

店舗面積	13,076 m ²			
業態	総合店			
用途地域	第1種住居地域	準住居地域	工業地域	—
参考				

3 届出の概要

届出年月日		平成18年5月10日	
新設する日		平成19年9月1日	
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおりに
		台数	889 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおりに
		台数	236 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおりに
		面積	534 m ²
廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおりに	
	容量	75.8 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	午前9時30分
		閉店	午後9時30分
	駐車場利用時間帯	午前9時から午後10時まで	
	駐車場出入口	数	5箇所
		位置	別紙図面のとおりに
荷捌時間帯	午前6時から午後9時まで		

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	年末年始は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	指針必要台数
106,000人	13,076 ㎡	950	14.40%	500 m	70.00%	2.15 人	1.52	883 台

総駐車場台数	従業員等駐車場台数	付帯施設駐車場台数	業務用駐車場台数	来客用駐車場台数	評価
894 台	5 台	0 台	0 台	889 台	

(イ) 指針によらない「特別な事情」による算出

特別な事情による算出を行う場合は、(ア)の表をコピーし入力してください。

ア 駐車場の位置及び構造等

1平面自走エレベーター:無	2平面自走エレベーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
4箇所	0箇所	0箇所	0箇所	581 台

イ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	864 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	遮音壁設置等	排ガス配慮	アイドリング禁止	
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	判定
東	なし	市町村道	7m	なし	-	-	-	双方向	-	-	-
西	なし	市町村道	11m	あり	-	-	-	双方向	-	-	-
南	3箇所	市町村道	15m	あり	50m	0m	581	双方向	右左折混合	あり	-
北	なし	市町村道	6m	なし	-	-	-	双方向	-	-	-
交通整理員等の配置 土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備											

予測来台車数の307台は、1箇所の出入口に集中すると予想されるピーク時の来台車数

第2 駐車場	種別	1	収容台数	25 台	歩行者動線	非分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし	
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	判定
東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	なし	市町村道	12m	あり	-	-	-	-	-	-	-
南	1箇所	市町村道	11m	あり	110m	0m	-	双方向	左折のみ	あり	-
北	1箇所	市町村道	15m	あり	25m	0m	-	-	右左折混合	あり	-
交通整理員等の配置 土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備											

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

ウ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

エ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗南側に1箇所、店舗東側に1箇所
駐輪場の収容台数	236台
標準収容台数	374台

自動二輪車等駐車場の確保	なし	収容台数	0台
位置及び箇所			

位置評価	台数評価

オ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	534㎡	あり	20分	5台	10台	

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待入スペース	評価
8:00~9:00	10台	16:00~17:00	21:00~22:00	あり	必要なし	

カ 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示	交通整理員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	非回避	非回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	非配備

対応
状況をみて通学時間帯に誘導員配置

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
配慮済	なし	必要なし

評価

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

非難場所の提供	物資の緊急提供
締結可能	締結可能

評価

b 防犯への協力(深夜営業を行う場合)

夜間照明の配置	警備員等の巡回
-	-

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	25 m	なし	荷捌き作業	有・2m	一部有り	-
西方向	10 m	なし	荷捌き作業	有・2m	なし	-
南方向	20 m	なし	来店車両	なし	なし	-
北方向	15 m	なし	荷捌き作業	有・2m	なし	-

遮音壁の悪影響	なし
---------	----

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

(イ) 荷捌・営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設・施設面での配慮	遮音壁の設置等
荷捌施設・運営面での配慮	アイリングストップ、時間調整による搬入待機車削減
荷捌施設・機器面での配慮	低騒音型機器の導入、作業員の意識徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音配慮	遮音壁の設置、低騒音型機器の導入
給排気口からの騒音配慮	遮音壁の設置、低騒音型機器の導入
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす、アイリング禁止等
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	65	冷却塔		給排気口	79	変電施設		浄化槽		ポンプ		エンジン等		
		冷凍機室外機	11	冷凍機械室		キュービクル	2									
	変動騒音	ゴミ収集作業		BGM		アナウンス										
		自動車走行		荷捌 アイリング		後進警報 ブザー		台車走行								
	衝撃騒音	荷降し音														
ドア																
建物の構造(高さ)		鉄骨造3階建(20.0m)														

(ア) 等価騒音レベル予測

		東(B)	西(D)	南(C)	北(A)
用途地域		第2種住居地域	工業地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	60 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	53.1 dB	53.8 dB	48.3 dB	54.1 dB
	評価				
県	夜間等価騒音レベル	35.0 dB	10dB以下	10dB以下	17.5 dB
	評価				
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当

基準値を超えた場合の対応等

--

(イ) 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					有
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容		店舗北側70mに小学校			
		東(b)	西(d)	南(c)	北(a)
用途地域		第2種住居地域	工業地域	第1種住居地域	工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	60dB	40dB	60dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	36.7 dB	10dB以下	10dB以下	17.5 dB
	評価				
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	-	-	-	-
	評価	-	-	-	-
定常騒音の騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当
変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当

基準値を超えた場合の対応等

--

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	グリストラップの設置など
衛生問題関係配慮	グリストラップの設置など

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	27.00 m ³	1日	0.011 t	0.10 t/m ³	13.3m ³	変更なし	
金属製廃棄物用	27.00 m ³	1日	0.003 t	0.10 t/m ³	0.7m ³	変更なし	
ガラス製廃棄物用	27.00 m ³	1日	0.002 t	0.10 t/m ³	0.5m ³	変更なし	
プラスチック製廃棄物用	18.80 m ³	1日	0.003 t	0.01 t/m ³	14.2m ³	変更なし	
生ごみ用	30.00 m ³	1日	0.020 t	0.55 t/m ³	2.1m ³	変更なし	
その他可燃性廃棄物用	18.80 m ³	1日	0.054 t	0.38 t/m ³	1.9m ³	変更なし	
合計	75.8m ³	-	-	-	32.7m ³	-	

保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく
見かけ比重変更の理由	変更なし
指針と異なる算定式の使用	変更なし

リサイクル品保管庫の有無	あり
--------------	----

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	状況に応じて搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	行う
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

評価

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場併設からの悪臭防止対策	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う
換気扇・排気口の設置場所への配慮	住居の少ない北側に設置
食品加工場等の定期的な清掃の実施	毎日清掃を行う

(3) 街づくり等への配慮

景観計画等	特になし
街並み形成に関する条例	特になし
中心市街地活性化計画	特になし
具体的対応策	落ち着いたデザインで統一
街並みづくりへの協力	特になし
照明等の配慮	点滅式は採用しない。また閉店後は速やかに消灯するなど。

評価

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 北側来場客の南進・店舗南側交差点(D地点)からの右折入場の防止対策について検討すること	1 北側来場客に対する経路の周知については、広域の誘導看板を設置(場所は現時点で選定中)するほか、開業時、また通常時のチラシにおいても迂回経路を記載し周知の徹底に努める。 また開業時の“習慣づけ”が後々の経路周知につながると考えられるため、開業時には多くの交通整理員を動員してD交差点をはじめ、交通の各要所に配置してプラカードなどで交通の流れを構築する。 誘導員の体制としては社員も含め、50人程度を敷地内をはじめ、各所に配置する予定。 このほかD交差点地内には「右折禁止」等の看板設置と併せて開業後においても休日など状況に応じて交通整理員を配置し交通の円滑化に努める。
2 出入口 の廃止を含め関係機関と協議すること	2 出入口 に対する懸念は、南側県道からの右折進入が考えられ、その右折が無信号交差点で右折進入と重なることである。 県西三河建設事務所、西尾警察署との協議の結果、前述の危険を回避する方法として、「県道中央部にポストコーンを設置し、右折入庫を回避すること」との指導があり、このとおり対応する。
3 店舗南側交差点(D地点)の交通渋滞予測が現状に合っているか確認すること	3 右折レーンを整備することとなったため、関係機関より必要無しとの連絡あり。
4 店舗南側交差点(D地点)の混雑回避のため、右折レーンの設置を含めて関係機関と協議すること	4 県西三河建設事務所、西尾警察署との協議の結果、右折帯を設置する方向で進めることとなった。 今後、道路法に基づく申請手続きを行う。 添付資料1参照。
5 西側の搬入車両出入口からの出入庫に関する小学校通学路の安全対策、また出入口 又はその西側スペースを利用できないか検討すること	5 営業時間以外の時間帯については南側の出入口から搬入することを検討する。 また営業時間帯においては、西側の搬入車両出入口からの入退場を予定しているが、交通誘導員を配置して児童の安全確保を徹底する。 西側の荷捌き施設への搬入車の出入りにあたっては、周辺交通や歩行者が少ない時間帯に調整するなど柔軟な運行計画を立てていく。
6 ガードマン・交通整理員の配置計画を示すこと(配置場所、人数等)	6 開業時及び通常時の誘導員の配置計画は添付資料の通り。ただし通常時においても状況に応じて交通整理員を増員するなど柔軟な交通対策に努める。 添付資料2参照。
7 植栽について県公園緑地課と協議し(高木、低木の配慮等)、緑化につとめていただきたい。	7 植栽について県公園緑地課と協議し、添付資料の通り配置する予定。 添付資料3参照。

市町村の意見概要	対応
1 関係公署と協議の上、県道西尾・幡豆線に右折レーンを設置すること	1 計画地南側交差点(地点D)については、県西三河建設事務所、西尾警察署との協議により、右折帯を設置する方向で進めている。
2 花ノ木小学校周辺の通学路を通る児童の安全確保を考慮し、警備員を適正配置すること	2 登校時間帯をはじめ交通誘導員を常時配置して安全確保に努める。 また状況に応じて交通誘導員を拡充するなど柔軟に対応し、児童だけでなく歩行者の安全確保に努める。

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

市町村の意見概要	対応
<p>3 西尾市消防本部入口周辺に来店者が駐車することのないよう対策を講じるとともに、繁忙期には「花ノ木小南」交差点に警備員を配置して、西尾市消防本部からの緊急車両の出庫を妨げないこと</p> <p>4 開店後の周辺への影響や、店舗として地域と共生することを考慮し、引き続き地域住民(町内会)の意見・要望を聞く体勢を整備すること</p> <p>5 来店者の駐車違反や窃盗犯等の犯罪を抑止するよう留意すること</p>	<p>3 経路周知の徹底や案内看板の設置、また警備員の配置も含め、緊急車両の入出庫を妨げないよう十分留意して運営する。</p> <p>4 開業後においては現場責任者である店長を窓口として地域住民(町内会)の意見、要望をうかがう。</p> <p>5 防犯マニュアルを策定して従業員への指導、周知徹底に努める。 また所轄警察とも連携を図りつつ、違法駐車を抑止をはじめ、「車上狙い」や「自転車盗」、「置きき」などの防犯にも努める。 駐車場についても閉店後はチェーンバリカー等で出入口を封鎖し、不審者の侵入防止及び青少年がたむろすることのないよう配慮する。</p>

住民等の意見の概要	対応
<p>1 今川交差点が閉鎖され、花ノ木今川線が県道から市道となって以来、花ノ木6丁目交差点と花小南交差点間は、静かで通過車輛の少ない住居系の通りとなり、子供の姿の多い学校周辺の生活道路に変わりました。 図面5 入退場経路図及び交通量予測結果では、方面からの来店車は西尾駅東線を経由する迂回誘導により、当道路からの入場となっています。 方面別来店予測では、方面、からの来店台数は(24.0%+23.2%)で、約50%の車両が進入することとなり、当道路の車両は激増します。 看板などによる迂回誘導の実効性には疑問がありますが、「方向違い」とも言える方面の当道路への振り分けは、「交差点飽和度」とらわれた当道路への「しわよせ」とも言えます。 方面からの来店車の、看板などによる当道路への迂回誘導の見直しを要望します。</p> <p>2 前項の迂回誘導の見直しにより、方面の来店車の一部は、西尾幡豆線から進入することとならざるを得ないと思われま。さらに、方面、は3km圏の後方に一色、吉良、幡豆の商圈があり、来店予測台数は予測数値を大幅に超えると思われま。 当進入路について下記の整備を要望します。 ・信号を設置する ・右折レーンを設置する ・進入道路の車道部分を拡幅する ・近接する今川交差点関連の計画道路を早急に整備する</p> <p>3 西側搬入車出入口について、当出入口の面する道路(花ノ木小学校南門と花ノ木小南交差点間約200m)は主要な通学道路であり、時間帯を定めて部分的に車両の通行を禁じています。また、現所有者の中日本鑄工(株)は、通学路に配慮して同出入口を閉鎖して、道路に面する部分をゴミステーションとして地域に提供しています。 西側搬入車出入口の変更と、同部分の地域への開放を要望します。</p>	<p>1 迂回による誘導については、現状においても渋滞が見られる岡崎一色線(計画地東側道路)への混雑緩和への配慮であり、所轄警察及び県警察本部からの助言により決定した。 また迂回しないルートは約700m、迂回したルートは約980mあり約280mの距離差があるが、交差点「今川町」が混雑している場合には、走行所要時間には大きな差は無く、来店者に対してはほぼ同等の利用勝手を見込めると考えている。 誘導とは異なり迂回しないルートを通る自動車が少数ながらある場合でも、計画地南側県道への右折帯設置による混雑緩和策を講じる。</p> <p>2 左記の意見内容を集約すると、計画地南側交差点(地点D)の混雑緩和への配慮についての指摘と考えられるが、計画地南側交差点(地点D)の混雑緩和については、県西三河建設事務所、西尾警察署との協議により、右折帯を設置する方向で調整が進んでいる。 「今川交差点関連の計画道路を早急な整備」など設置者の判断だけでは対応できない指摘もあるが、今後とも設置者としてできる範囲で混雑緩和に向けて対応したい。</p> <p>3 営業時間以外の時間帯については南側の出入口から搬入する。 また営業時間帯においては、西側の搬入車両出入口からの入退場を予定しているが、交通誘導員を常時配置して児童の安全確保を徹底する。</p>

(仮称)フィール西尾ショッピングセンター

住民等の意見の概要	対応
<p>4 市道花ノ木今川線(計画地前面道路)について、夜遅くまで車と人が集まることとなり、地域の交通環境は悪化し、治安は悪化のおそれがあります。環境の悪化を少しでも防ぐために、街路が明るく安全清潔で、潤いのあるものとなるのが地域の希望です。道路施設など下記の整備を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗用地前面の歩道を事業者の負担などにより拡幅する ・前面道路の電柱を地中化する ・街路灯・街路樹を設置する ・車道舗装を改良する(スピードコントロール舗装など) ・歩道舗装を改良する(カラー舗装など) 	<p>4 設置者の判断だけで対応できない指摘もあるが、植栽については県公園緑地課と協議し、できる範囲で緑地の確保に努めている。一部には中木を植樹することとした。</p> <p>また照明についても外壁に一定間隔で設置することで防犯機能を持たせているほか、照明配置はじめ、外観の色彩などに関しては過剰な照明や華美なデザインは回避する。</p> <p>公共道路の整備内容などは、設置者の事業範囲外であるが、出店に伴って街並みや風紀を乱すことのないよう開業後においても配慮していきたいと考えている。</p>
<p>5 花ノ木・今川線の交通量の増加により、東・北側道路の生活道路・通学路として重要性が高まるものと思われます。安全で、人に優しい生活道路・通学路とするために、下記の整備を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側道路の一部を事業者の負担などで拡幅し、全線幅員6mの道路とする ・北側道路と東側道路の曲がり角に隅切りを設ける ・遮音壁・建物壁面・非常階段等、圧迫感のない、潤いのあるデザインとする 	<p>5 計画に際しては、全ての来場者の出入を敷地南側に集中させ、住居が並ぶ西・北・東側の生活道路には来店車両を通さない計画としている。</p> <p>意見内容はインフラ整備の内容であるが、今回の出店に伴う開発により北側道路の一部拡幅(幅員5.45m)及び北東角の隅切りは計画に織り込んでいる。</p> <p>また、建物は敷地境界から最低2mセットバックし、周辺道路の通行者への余分な圧迫を回避する。</p>
<p>6 方面からの来店車の一部が、渋滞を回避するため花ノ木小学校周辺の生活道路・通学路を経由して進入することが予想されます。周辺道路は幅員も狭く、通過車両の進入は危険です。来客車の進入防止対策を要望します。</p>	<p>6 北側だけではなく、来場客に対する経路の周知については、広域の誘導看板を設置するほか、開業時、また通常時のチラシにおいても経路を記載し周知徹底に努める。</p> <p>また最も開業時の“習慣づけ”が後々の経路周知につながると考えられるため、開業時には多くの誘導員を動員して交通の各要所に配置し、プラカードなどで交通の流れを構築する。</p>
<p>7 出店により来客の車の数が相当増加すると思われます。出店地のすぐ近くに花ノ木小学校があり、登下校時の子供の交通事故が心配です。消防署の5差路の交差点から小学校(裏門)までの歩道橋の設置を希望します。</p>	<p>7 公共施設の整備は設置者の事業範囲外ではあるが、地元の方々が要望されるのであれば、一員として一緒になって話合いの場に同席するなど、協力していきたいと考えている。</p>

県の意見案

意見なし

県の意見に至る考え方

出店地連絡会議の結果、また市長意見及び住民意見に対する設置者の対応は、概ね妥当なものと考えられる。